

同時発表
環境省、長沼町令和7年9月8日
札幌開発建設部

舞鶴遊水地の立ち入り可能区域を拡大し 共存に向けた取組を推進します

～引き続き、タンチョウを優しく見守ってください～

舞鶴遊水地で5月に誕生したタンチョウの幼鳥について、飛翔が確認されました。これに伴い、舞鶴遊水地への立ち入り可能区域を一部拡大することとしましたので、お知らせします。

なお、幼鳥はまだ飛ぶ能力が十分発達していません。タンチョウを観察する際には注意事項を守って、優しく見守ってください。

長沼町、環境省北海道地方環境事務所、及び北海道開発局札幌開発建設部は、タンチョウと地域生活・産業との共存や、タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。これらの活動は、「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」の一員として、多様な主体と連携して進めているものです。

このたび、今年5月に舞鶴遊水地で誕生したタンチョウの幼鳥について、飛翔が確認されました。これを受け、協議会の意見も踏まえ、幼鳥の保護を考慮し制限してきた舞鶴遊水地における立ち入り可能区域を一部拡大することといたしました。

ただし、幼鳥はまだ飛翔能力が十分に発達しておらず、不意に飛び立った際には車や電線に衝突するおそれがあります。このため、以下の注意事項についてご確認ください。

- 観察にあたっては【別紙1】の注意事項を必ずご確認ください、引き続きタンチョウの親子を優しく見守ってくださいますようお願いいたします。
- 取材および報道にあたっては【別紙2】を遵守くださいますよう、お願いいたします。

<タンチョウと共存できる流域づくり協議会>

札幌開発建設部 HP : https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e1lg9o000000ncxh.html

<ヒナ成長の写真>

札幌開発建設部 HP : https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/nk4vg60000001u61.html

長沼町 HP : <https://www.maoui-net.jp/gyosei/machizukuri/tancho/photo.html>

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

特定治水事業対策官 唐澤 圭 (電話番号: 011-611-0329)

流域治水対策専門官 林田 寿文 (電話番号: 同上)



札幌開発建設部
ホームページ

＜ タンチョウを観察される皆様へ ＞

～ 舞鶴遊水地でのルールとお願い ～

舞鶴遊水地は、タンチョウをはじめとする野鳥たちの貴重な生息地です。特にタンチョウは非常に警戒心が強く、繁殖期には人の気配や接近によって大きなストレスを受ける可能性があります。適切な距離を保ち、静かに見守ることが、生きものとの共生に繋がります。

＜ 観察時の注意事項 ＞

- 舞鶴遊水地の一部では、車両や徒歩による立ち入り、およびドローン等の使用を制限しております。
- タンチョウを観察する際は、近づきすぎず、車や建物の中から短時間での観察をお願いいたします。
- エサやりは絶対におやめください。
- ゴミは必ずお持ち帰りください。（カラスなどの外敵を呼び寄せる原因となります）
- 農地を含む私有地には立ち入らないようご注意ください。

＜ 野鳥観察ガイドの活用を ＞

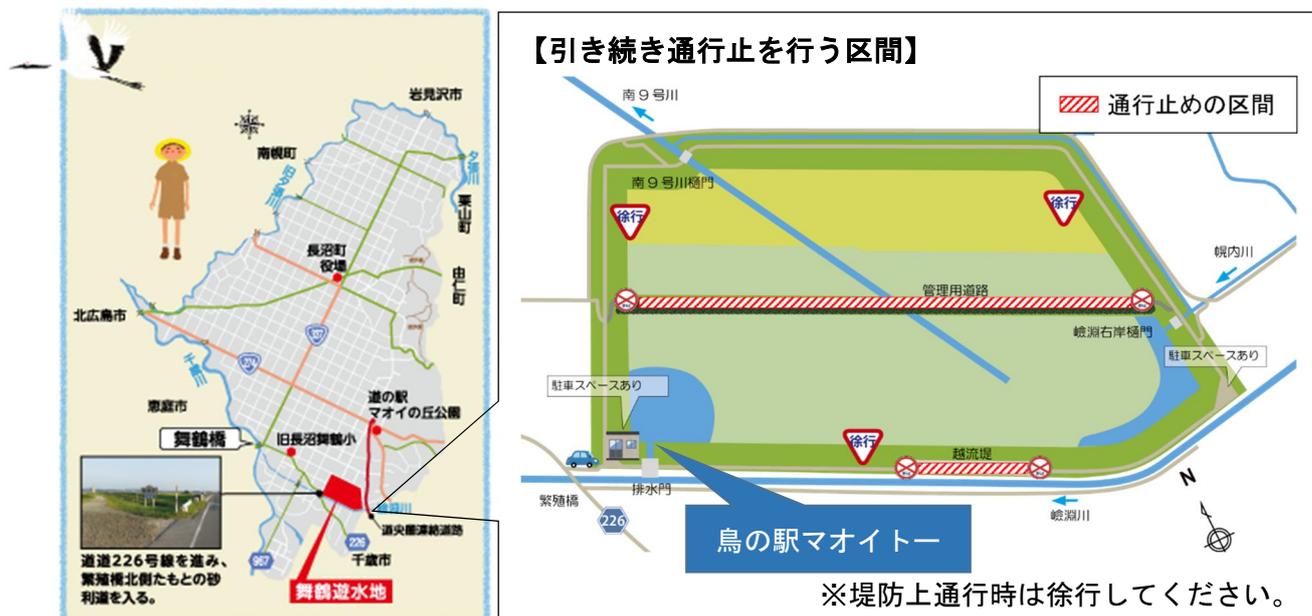
タンチョウやその他の野鳥を観察される際は、次の「舞鶴遊水地 野鳥観察ガイド」もぜひご確認ください。観察ルールをまとめています。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000001qwn-att/e1lg9o00000j35n.pdf

タンチョウは身の危険を感じたりすると、今後長沼町や舞鶴遊水地へ来なくなる可能性もあります。

＜立ち入り制限の一部継続について＞

ヒナの成長を受けて立ち入り制限の範囲を縮小しますが、施設管理上等の観点も含めて、越流堤および遊水地中央の管理用道路は引き続き通行止めとさせていただきます。なお、専門家の指導のもと、タンチョウに配慮の上、調査や維持管理のために職員等が立ち入る場合があります。



取材・報道にあたってのお願い

野生のタンチョウは、人に対して強い警戒心を持っており、不用意に近づくことで驚かせてしまい、事故や生息環境への悪影響が生じるおそれがあります。

つきましては、取材・報道にあたり、下記の事項について十分なご配慮を賜りますようお願いいたします。

■ タンチョウ取材時

- ・タンチョウに近づき過ぎないでください。
- ・車両から降りないでください。
- ・私有地や農地へ立ち入らないでください。

■ タンチョウ報道時

(1) タンチョウが確認された日付や場所の詳細な記載はお控えください。

①日付の例

× : 「□月□日」

○ : 「□月」、「□月中旬」などの概括的な表現

②場所の例

× : 「□□市 国道□号沿いの農地」、「□□遊水地の北側」

○ : 「□□市」、「□□市内の農地」、「□□遊水地」など、特定されにくい表現

(2) 撮影・観察時のマナーについての周知

「タンチョウに近づき過ぎない」、「車から降りない」、「私有地・農地に立ち入らない」といったルールについて、視聴者・読者の皆様へ周知いただけますようお願いいたします。